

「感染症危機管理庁」を今秋創設 法改正案を閣議決定

2023年2月7日日本経済新聞

政府は7日、感染症発生時に司令塔機能を担う「内閣感染症危機管理統括庁」の創設を盛り込んだ新型インフルエンザ等対策特別措置法などの改正案を閣議決定した。今国会での成立、2023年秋の施行を目指す。新型コロナウイルスで初動対応が遅れた反省をふまえ、国の指示権限を強化する。



新型コロナウイルスの重症病棟

統括庁は内閣官房に置く。特措法に基づく政府行動計画の策定や政府対策本部の運営、関係省庁の業務の調整などに必要な事務を担う。

トップの「内閣感染症危機管理監」には内閣官房副長官の一人を充てる。次長級の「内閣感染症危機管理対策官」は厚生労働省の医務技監が兼務する。専従職員は平時に38人、有事に101人とする。

首相が都道府県知事や国の行政機関トップに対策を指示できる時期を前倒しする。国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると判断した場合、政府が対策本部を設置した時点で指示権を発動できるようにする。現行法は緊急事態宣言の発令時やまん延防止等重点措置の適用時に限っている。事業者に対する時短要請などの実効性を高めるため、命令が必要かどうかを判断する目安を明確に定める。

国内
感染者 **32824268**人(+ 42309人)
死者 **70021**人(+ 230人)
治療中の重症者 **410**人

(2月7日午後7時現在、カッコ内は当日判明分)